答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○ (以下「審査請求人」という。)が平成30年6月11日に提起した処分庁(山形県知事)による特別児童扶養手当有期再認定請求却下処分(平成30年5月24日付け特別児童扶養手当有期再認定却下通知書によるもの。)及び特別児童扶養手当資格喪失処分(平成30年5月24日付け特別児童扶養手当資格喪失通知書によるもの。)(以下これらを「本件処分」という。)についての審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるという審査庁(山形県知事)の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人

○○県では特別児童扶養手当の認定を受けていたが、山形県に引っ越してきてからも対象児童の病状は変わっていないにもかかわらず、特別児童扶養手当の資格を喪失したことはわけもわからず納得ができないため、本件処分の取消しを求める。

(2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適 正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請 求は、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「令」という。)別表第3に定める障害の状態に該当するか否かについて

本件処分に係る特別児童扶養手当認定診断書(以下「診断書」という。)における対象児童の状態について、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)における認定基準及び認定要領に当てはめると、一般状態区分表は「Ⅲ歩行や身の回りのことはできるが、時に少しの介助のいることもあり、軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」であり、検査所見は、安静時心電図で右室肥大が「有」

であることから、認定要領の2級に該当するととらえられなくもない。この点について、障害認定審査医に非該当と判定した理由を確認したところ、臨床所見は、自覚症状及び他覚所見がともに異常がなく、現症時の日常生活活動能力は、「強い運動については、無理せず本人のペースで行っている」ことから、「軽い運動はできない」状態とは認められず、心疾患による障害の認定基準の2級に該当する「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは判断できないため、令別表第3に定める障害の状態には該当しないと判定したとの意見であり、この判断に至ったことに不合理な点は認められない。

また、審査請求人は審査請求書において、○○県では特別児童扶養手当の認定を受けており、山形県に引っ越してきてからも対象児童の病状は変わっていない旨の主張をしている。この点について、心疾患による障害の程度は、局長通知の認定基準によると、「心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により総合的に認定するもの」とされていることから、○○県においては、対象児童に係る特別児童扶養手当認定診断書により、平成○年○月○日に行われた○○○手術後の治療や病状の経過等を考慮し総合的に認定したものと考えられるが、本件処分における対象児童の障害の状態についての障害認定審査医の判断は上記のとおりであり、この判断に至ったことに不合理な点は認められない。

イーその他

本件処分は、障害認定審査医による医学的な判断に基づいて行われたものであり、処分庁は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和 39年厚生省令第 38号。以下「規則」という。)第 18条に基づき、特別児童扶養手当有期再認定却下通知書を審査請求人に交付し、規則第 24条に基づき、特別児童扶養手当資格喪失通知書を交付しており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

4 調査審議の経過

平成 31 年 2 月 25 日 審査庁からの諮問の受付 平成 31 年 3 月 26 日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 令別表第3に定める障害の状態に該当しないという判定について

局長通知は、令別表第3に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり、「心疾患による障害の程度は、呼吸困難、心悸亢進、尿量減少、夜間多尿、チアノーゼ浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定する」ものとし、「当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日

常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要と する程度のものを2級に該当するものと認定する」旨規定されている。

また、局長通知では、その認定要領において、「いずれか2つ以上の異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表がウに該当するもの、又は乳児で著しい体重増加の障害(標準体重の80%以下のもの)を1級と、いずれか1つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表がイ又はアに該当するものを2級と認定する」こととされている。

診断書を検討すると、一般状態区分表は、「Ⅲ歩行や身のまわりのことはできるが、時に少しの介助もいることもあり、軽い運動はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」であり、検査所見は、安静時心電図で右室肥大が「有」であるとされている。その一方で、臨床所見について、自覚症状、他覚所見ともに異常がないことや、現症時の日常生活活動能力について、「強い運動については、無理せず本人のペースで行っている」と診断されていることが認められる。

こうした事実関係に基づき、心疾患による障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、障害認定審査医が診断書をもとに、対象児童の障害の程度について局長通知の認定基準には該当せず、令別表第3に定める障害の状態には該当しないとした医学的な判定と、それを受けて本件処分を行った処分庁の判断には、違法な点があるとは認められない。

(2) その他

処分庁は、規則第 18 条に基づいて、特別児童扶養手当有期再認定却下通知書を 審査請求人に交付し、規則第 24 条に基づいて、特別児童扶養手当資格喪失通知書 を交付しており、手続上も違法な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進(会長)

阿部未央

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡辺麻里